

奈良市公報

第 248 号

平成21年9月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○一般競争入札の実施	1
○予防接種の実施の一部改正	3
○一般競争入札の実施（2件）	3
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	5
○放置自転車等の保管	6
○奈良市勤労者総合福祉センターの臨時休館	6
○奈良市勤労者総合福祉センターの開館時間の変更	6
○都市計画道路の変更案の公衆縦覧	6
○開発行為に関する工事の完了	6
○平成21年度国民健康保険料決定通知書の公示送達	7
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	7
○道路の区域決定	7
○道路の区域変更	8
○放置自転車等の保管	8
○住居番号の設定	8
○放置自転車等の処分	8
○道路の位置指定	9
○放置自転車等の保管	9
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	9
○生活保護法の規定による医療機関の指定	9
○議会臨時会の招集	9
○都市計画公園事業の承認に係る図書の写しの公衆縦覧	9
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	10
○放置自転車等の保管	10
○農業集落排水処理施設の供用開始	10
○梅の郷月ヶ瀬温泉の開場時間及び休場日の変更の一部改正	10
○国土調査の実施	10
○放置自転車等の保管	11
○口頭により開示請求することができる個人情報及び当該個人情報の開示請求をすることができる期間等	11
○公募型プロポーザル方式による受託者の選定	11
○生活保護法の規定による医療機関の指定	12
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	12
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	12
○奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を	

改正する告示.....13

監 査

○住民監査請求に係る監査結果の公表.....16

公 営 企 業

○一般競争入札の実施.....19

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出.....20

選挙管理委員会

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧.....20

○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧（2件）.....20

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧.....21

農 業 委 員 会

○農地部会の招集.....21

○農政部会の招集.....21

正 誤

○正誤表.....21

告 示

奈良市告示第395号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年8月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

J R奈良駅周辺整備工事ほか20件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

<p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。(電子入札参加に必要な資格)</p> <p>(1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>(2) 場所 告示日から平成21年8月6日までは閲覧コーナー、同月7日以降は監理課窓口</p> <p>4 開札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 開札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留</p> <p>(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり</p> <p>(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</p> <p>(4) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書 ケ 入札書の日付が開札日でない場合 コ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>8 郵便入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成21年8月6日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課(場合によっては閲覧コーナー)に持参してください。</p>	<p>9 郵便入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知 平成21年8月7日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>10 電子入札に関する事項</p> <p>(1) 電子入札の入札参加申請期間 平成21年8月3日から8月6日までの午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 電子入札の参加確認通知日 平成21年8月7日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>(3) 入札書の提出期間 平成21年8月10日から入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 電子入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 他人のICカードを使用した入札 ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書 エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札 オ 内訳書の日付が開札日でない場合 カ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>(5) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。</p> <p>11 その他</p> <p>(1) その他の詳細は、入札者心得によります。</p> <p>(2) 入札者が1人であるときは、入札が成立しないものとする。</p> <p>(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。</p> <p>(4) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部監理課 電話 0742-34-4743 別表省略</p> <p>(平成21年8月3日掲示済)</p>
--	---

奈良市告示第396号

平成21年奈良市告示第153号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成21年8月3日

奈良市長 仲川元庸

次のように省略

(平成21年8月3日掲示済)

奈良市告示第397号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年8月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 第10号（吉市）市営住宅建替に伴う敷地整備工事（B工区）
(2) 工事場所 奈良市吉市町地内
(3) 工期 契約日から平成22年3月26日
(4) 工事概要 敷地造成工 一式 給水管布設工 一式
 法面工 一式
 擁壁 一式
 雨水排水施設工 一式
 污水排水施設工 一式
 園路広場整備工 一式
 サービス施設整備工 一式
(5) 予定期格 142,246千円（消費税及び地方消費税を除く。）
(6) 最低制限基準価格 116,322千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。
ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）
イ 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
ウ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
エ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
オ 代表者以外の構成員（1名以上専任で配置）

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成21年8月3日から9月4日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成21年9月7日 午前9時30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）

オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成21年8月3日から8月10日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年8月17日までに、共同企業体の代表者に通知します。

8 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成21年8月3日から8月10日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成21年8月17日

(3) 入札書の提出期間

平成21年8月18日から9月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ 内訳書の日付が開札日でない場合
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

（平成21年8月3日掲示済）

奈良市告示第398号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年8月3日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 鴻ノ池運動公園整備工事
- (2) 工事場所 奈良市奈良阪町地内
- (3) 工期 契約日から平成22年2月26日
- (4) 工事概要 敷地造成工 一式
法面工 一式
施設撤去工 一式
雨水排水設備工 一式

舗装工 一式

仮設工 一式

(5) 予定価格 114,825千円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限基準価格 93,576千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社又は3社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

(1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。

(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）

（ア）一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

（イ）「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

（ウ）入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

イ 代表者以外の構成員（1名以上専任で配置）

（ア）一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

（イ）監理技術者にあっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

（ウ）入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成21年8月3日から9月7日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成21年9月8日 午前9時30分

5 入札保証金に関する事項	(3) 入札書の提出期間 平成21年8月18日から9月7日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
6 入札参加申請	(4) 電子入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 他人のICカードを使用した入札 ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書 エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札 オ 内訳書の日付が開札日でない場合 カ その他市長の定める入札条件に違反した入札
(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。 ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書 イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型） ウ 委任状 エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員） オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等） カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）	(5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。
(2) 入札参加申請方法 平成21年8月3日から8月10日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。	9 その他 (1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
7 入札参加資格の審査及び決定	(3) 聞い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部監理課 電話 0742-34-4743 (平成21年8月3日掲示済)
(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。	奈良市告示第399号 公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。
(2) 入札参加者の決定通知 平成21年8月17日までに、共同企業体の代表者に通知します。	その関係図書は、平成21年8月3日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。 平成21年8月3日 奈良市公共下水道管理者 奈良市長 仲川元庸
8 電子入札に関する事項	1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 平成21年8月17日
(1) 電子入札の入札参加申請期間 平成21年8月3日から8月10日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで	2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 奈良市二名三丁目、富雄北二丁目、東登美ヶ丘二丁目、西大寺北町一丁目及び平松五丁目の各一部
(2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成21年8月17日	
3 供用を開始する排水施設の位置	

管渠番号	起 点	終 点
二名第4幹線-60	奈良市二名三丁目1009-2	奈良市二名三丁目1009-2
二名第4幹線-61	奈良市二名三丁目960-4	奈良市二名三丁目1022-1
富雄元町第2幹線-25	奈良市富雄北二丁目402-16	奈良市富雄北二丁目402-2
富雄元町第2幹線-26	奈良市富雄北二丁目402-2	奈良市富雄北二丁目402-3
登美ヶ丘幹線-15	奈良市東登美ヶ丘二丁目1088-1	奈良市東登美ヶ丘二丁目1088-1
西大寺北幹線-58	奈良市西大寺北町一丁目369-2	奈良市西大寺北町一丁目378
五条幹線-214	奈良市平松五丁目587-9	奈良市平松五丁目587-14

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成21年8月3日掲示済)

奈良市告示第400号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年8月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年8月3日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車	2,000円
イ 保管費	1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成21年8月3日掲示済)

奈良市告示第401号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）第3条の4第2項の規定により、平成21年11月25日奈良市勤労者総合福祉センターを休館します。

平成21年8月3日

奈良市長 仲川元庸
(平成21年8月3日掲示済)

奈良市告示第402号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）第3条の3第2項の規定により、平成21年10月25日の開館時間を午前9時から午後4時までとする。

平成21年8月3日

奈良市長 仲川元庸
(平成21年8月3日掲示済)

奈良市告示第403号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成21年8月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路
3・4・113号 芝辻大森線
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市三条本町の一部
- 3 変更に係る都市計画案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成21年8月4日から同月18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨とその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成21年8月18日までに必着するように提出してください。
(平成21年8月4日掲示済)

奈良市告示第404号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年8月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年4月28日 奈良市指令都整開 第09A-5号
平成21年7月16日 奈良市指令都整開 第09A-5-1号
- 2 檢査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成21年8月4日 第1176号
 - (2) 公共施設 平成21年8月4日 第520号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市柏木町157番1の一部、162番1、162番2、162

番3及び162番4	
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名	
奈良市法蓮町1981-3	
金田 福太郎	
5 公共施設の種類、位置及び区域	
(1) 道路	
奈良市柏木町157番1の一部、162番2の一部、162番3の一部及び162番4の一部	
(2) 下水道	
奈良市柏木町157番1の一部、162番2の一部、162番3の一部及び162番4の一部	
(3) 公園	
奈良市柏木町162番3の一部及び162番4の一部 (平成21年8月4日掲示済)	

奈良市告示第405号

平成21年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成21年8月4日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の送達年月日	平成21年6月15日	
2 この公示送達により変更する納期限	第1期分 平成21年 6月30日	第6期分 平成21年 11月30日
変	第2期分 平成21年 7月31日	第7期分 平成21年 12月28日

更 前	第3期分 平成21年 8月31日	第8期分 平成22年 2月1日
	第4期分 平成21年 9月30日	第9期分 平成22年 3月1日
	第5期分 平成21年 11月2日	第10期分 平成22年 3月31日
	第1期分 平成21年 8月31日	第6期分 平成21年 11月30日
	第2期分 平成21年 8月31日	第7期分 平成21年 12月28日
変 後	第3期分 平成21年 8月31日	第8期分 平成22年 2月1日
	第4期分 平成21年 9月30日	第9期分 平成22年 3月1日
	第5期分 平成21年 11月2日	第10期分 平成22年 3月31日
	3 送達を受けるべき者	別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成21年8月4日掲示済)

奈良市告示第406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年8月5日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ヘルスレント奈良ステーション	奈良県奈良市四条大路一丁目4-44	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	平成21年8月31日 平成21年8月31日
株式会社レントオール天理	奈良県天理市稻葉町73-1	介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成21年8月31日 平成21年8月31日

(平成21年8月5日掲示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成21年8月5日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

奈良市公報

平成21年9月1日
(火曜日)

第248号

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	六条奈良阪線	南京終町 44番14地先から	南京終町一丁目 25番1地先まで	L= 150.0 W= 26.0
2	北部第699号線	芝辻町 85番10地先から	芝辻町 11番22地先まで	L= 231.0 W= 16.0
3	中部第1395号線	秋篠町 743番2地先から	西大寺赤田町二丁目 811番1地先まで	L= 831.0 W= 24.0~28.0
4	西部第1317号線	あやめ池北一丁目 1432番37地先から	あやめ池北一丁目 1355番1地先まで	L= 540.0 W= 10.0~71.0

(平成21年8月5日掲示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室
土木管理課において一般の縦覧に供します。

奈良市告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

平成21年8月5日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	学園南一丁目963番135地先から	前	7.4~14.0	565.0	
		学園南三丁目914番29地先まで	後	18.0~26.0	565.0	
2	三条線	油阪地方町10番1地先から	前	9.0~14.2	482.7	
		上三条町12番13地先まで	後	16.0~19.0	482.7	
3	二条線	芝辻町11番6地先から	前	3.0~3.6	168.0	
		畠中町24番地先まで	後	12.0~16.0	168.0	
4	六条奈良阪線	西木辻町129番4地先から	前	7.6~13.4	156.0	
		南京終町62番6地先まで	後	26.0	156.0	
5	六条奈良阪線	南京終町一丁目191番6地先から	前	3.4~4.7	103.0	
		南京終町一丁目189番12地先まで	後	26.0	103.0	
6	中部第605号線	芝辻町三丁目72番地先から	前	3.2~14.6	220.7	
		法蓮町48番2地先まで	後	16.0	220.7	
7	中部第647号線	大宮町一丁目502番地先から	前	7.1~16.0	403.0	
		大宮町一丁目12番5地先まで	後	16.0	403.0	

(平成21年8月5日掲示済)

止区域

以下省略

(平成21年8月5日掲示済)

奈良市告示第409号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年8月5日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年8月4日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁

奈良市告示第410号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成21年8月6日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成21年8月6日掲示済)

奈良市告示第411号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号) 第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号) 第5条の規定により告示します。

平成21年8月6日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成21年8月20日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成21年4月1日、同月11日から14日まで、同月20日、同月22日、同月24日から27日まで。

(平成21年8月6日掲示済)

奈良市告示第412号

建築基準法(昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号) 第10条の規定により公告します。

平成21年8月6日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市陰陽町12番地
申請者氏名	島田 武司
道路の位置	奈良市七条一丁目383番2の一部
道路の幅員	最大6.95m 最小5.00m
道路の延長	26.86m
指定年月日	平成21年8月6日
指定番号	第21007号

(平成21年8月6日掲示済)

奈良市告示第413号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年8月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年8月6日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年8月6日掲示済)

奈良市告示第414号

生活保護法(昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年8月7日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
平岡整形外科	奈良県奈良市あやめ池北三丁目1-26エミエールあやめ池2階	平成21年7月31日

(平成21年8月7日掲示済)

奈良市告示第415号

生活保護法(昭和25年法律第144号) 第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年8月7日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人浜田会 平岡整形外科	奈良県奈良市あやめ池北三丁目1-26エミエールあやめ池2F	平成21年8月1日

(平成21年8月7日掲示済)

奈良市告示第416号

次に掲げる事件を付議するため、平成21年8月17日奈良市議事堂に奈良市議会臨時会を招集します。

平成21年8月10日

奈良市長 仲川元庸

記

- 奈良市議会議長の選挙について
- 奈良市議会副議長の選挙について
- 山辺環境衛生組合議会議員の選挙について
- 監査委員の選任について

(平成21年8月10日掲示済)

奈良市告示第417号

都市計画法(昭和43年法律第100号) 第62条第1項の規

奈良市公報

第248号

平成21年9月1日
(火曜日)

定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園事業8・6・7平城宮跡歴史公園事業承認に係る図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成21年8月10日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室公園緑地課

(平成21年8月10日掲示済)

奈良市告示第418号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年8月10日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ライフアートコミュニティ 佐保の里 青山デイサービスセンター	奈良県奈良市青山四丁目3		平成21年6月1日 平成21年6月1日
株式会社ライフアートコミュニティ	奈良県奈良市佐保台二丁目902-241		平成21年8月1日 平成21年8月1日
デイサービスセンターひまわり西大寺	奈良県奈良市青野町11-2		平成21年8月1日 平成21年8月1日
株式会社ライフェール	奈良県天理市中之庄町483		

(平成21年8月10日掲示済)

奈良市告示第419号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年8月10日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年8月10日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年8月10日掲示済)

1 供用を開始する年月日

平成21年9月1日

2 汚水を排除し、処理する区域

奈良市柳生町、柳生下町及び興ヶ原町の各一部

(平成21年8月11日掲示済)

奈良市告示第421号

梅の郷月ヶ瀬温泉の開場時間及び休場日の変更（平成21年奈良市告示第195号）の一部を次のように改正します。

平成21年8月11日

奈良市長 仲川元庸

第3項を次のように改める。

3 開場時間

前項の期間のうち8月14日を除く日 午前10時から午後8時30分までとする。ただし、入場は、午後8時までとする。

8月14日 午前10時から午後9時までとする。ただし、入場は、午後8時30分までとする。

(平成21年8月11日掲示済)

奈良市告示第420号

東部第2地区農業集落排水処理施設の供用を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第4条の規定に基づき次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成21年8月11日から2週間、本市建設部下水道室下水道建設課に備え置いて縦覧に供します。

平成21年8月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第422号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示します。

平成21年8月12日

奈良市長 仲川元庸

1 事業計画が公示された年月日

平成21年8月11日（平成21年奈良市告示第153号）

2 調査を実施する者の名称 奈良市	3 調査地域 奈良市針町の一部の地域	4 調査期間 平成21年8月12日から平成22年3月31日まで (平成21年8月12日掲示済)
----------------------	-----------------------	---

奈良市告示第423号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年8月12日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。	2 移動年月日 平成21年8月12日	3 移動対象区域 近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略
---------------------------------	-----------------------	--

(平成21年8月12日掲示済)

奈良市告示第424号

奈良市個人情報保護条例（平成13年奈良市条例第55号）第20条第1項の規定により口頭により開示請求ができる個人情報並びに当該個人情報の開示請求をすることができる期間及び場所を次のとおり定めたので、奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成14年奈良市規則第3号）第9条の規定に基づき告示します。

なお、平成18年奈良市告示第444号は、廃止します。

平成21年8月12日

奈良市長 仲川元庸

事務の名称	職員採用試験
開示する情報	各試験においての総合順位、総合得点及び試験種類別得点
期間	第1次試験の合格発表日から当該年度の3月31日まで
場所	市長公室人事課

(平成21年8月12日掲示済)

奈良市告示第425号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成21年8月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 事業内容等
 - (1) 事業名
奈良市地域子育て支援センター事業の業務委託
 - (2) 募集地域と設置予定数
平成21年度は若草、三笠、伏見、平城西、春日、登美ヶ丘北及び富雄の各中学校通学区域を除く地域に1箇所設置する。
 - (3) 事業内容
地域子育て支援センター事業の実施
 - (4) 委託料
委託料の上限を3,121,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
 - (5) 委託期間
契約締結の日から平成22年3月31日まで（委託業務の開始日：平成21年11月2日）
- 2 応募資格
 - (1) 応募団体
応募団体は、主に奈良市内で活動する次のいずれかに該当する法人であるものとする。
 - ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人
 - (2) 応募団体の要件
応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。
 - ① 子育て支援に関する活動を行っている団体で、地域の市民活動に理解があること。
 - ② 契約期間中、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
 - ④ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
 - ⑤ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。
 - ⑥ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。
 - ⑦ その他法令等に違反する団体でないこと。
- 3 審査方法
応募資格及び提出書類等を確認した後、奈良市地域子育て支援センター事業実施団体審査委員会で審査する。
- 4 実施団体の決定
審査委員会において、総合的に審査を行い、その審査結果により実施団体を決定する。
- 5 手続き等に関する事項
 - (1) 担当課
奈良市保健福祉部子育て課
奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市公報

平成21年9月1日
(火曜日)

第248号

電話及びFAX 0742-34-4796	
(2) 募集要項の配付	
配付期間	
平成21年8月13日(木)から同年8月24日(月)までの日(土曜日、日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで	
配付場所	
奈良市保健福祉部子育て課(奈良市ホームページからもダウンロード可)	
(3) 説明会	
開催日 平成21年8月25日(火) 午後2時から	
開催場所 奈良市役所北棟6階第22会議室(応募予定団体は、必ず出席のこと。)	
(4) 書類等の提出	
提出期間	
平成21年8月27日(木)から同年9月3日(木)までの日(土曜日、日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで	
提出場所	
奈良市保健福祉部子育て課(提出書類等は、必ず持参してください。)	

6 契約の締結

審査委員会において決定された実施団体は、市長との間で、委託契約を締結する。

7 その他

- (1) 応募に際して発生する経費は、すべて応援団体の負担とする。
 (2) 詳細は、募集要項による。

(平成21年8月13日掲示済)

奈良市告示第426号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年8月14日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
やまとクリニック	奈良県奈良市佐保台西町137	平成21年8月11日

(平成21年8月14日掲示済)

奈良市告示第427号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年8月14日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
やまとクリニック	奈良県奈良市佐保台西町137	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年8月11日
医療法人光輪会	大阪府大阪市北区中津一丁目18-18若杉ビル202		平成21年8月11日

(平成21年8月14日掲示済)

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年8月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第428号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	デイサービス八重桜	奈良県奈良市高天市町22-1	有限会社デイサービス八重桜	平成21年8月2日
新	デイサービス八重桜	奈良県奈良市法蓮町410-2	有限会社デイサービス八重桜	
旧	デイハウス八重桜	奈良県奈良市高天市町22-1	有限会社デイサービス八重桜	平成21年8月2日
新	デイハウス八重桜	奈良県奈良市法蓮町410-2	有限会社デイサービス八重桜	

(平成21年8月14日掲示済)

奈良市告示第429号

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年8月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱(平成18年奈良市告示第198号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第54条第1項の規定による精神通院医療の支給認定を受けている者並びに」を「第58条及び」に改め、「第30条又は」を削り、「による被保険者及び社会保険各法による被保険者又は組合員の」を「の規定による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者医療の被保険者又は社会保険各法の規定による」に改め、同条第3項中「社会保険の」を「社会保険等の」に、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第9項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第52条の規定により読み替えられた」に、「第6条の4第3項」を「第5条の4第2項」に改め、同条第4項中「次のいずれかに掲げる法律」を「生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」に改め、同項各号を削る。

第3条中「国民健康保険法及び」を「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は」に改める。

第4条第2項各号を次のように改める。

- (1) 医療費の自己負担額を証する書類
- (2) 自立支援医療費自己負担上限額管理票
- (3) 被保険者証
- (4) 障害者自立支援法による受給者証
- (5) 対象者が社会保険各法の被扶養者であるときは、被保険者の所得額を証明する書類

第4条に次の1項を加える。

3 前項第1号及び第2号に掲げる書類について、これらを提示できない場合には、第1項の申請書への医療機関等の証明をもってこれらに代えることができる。

別記第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

(申請者)

住所

氏名

電話番号

対象者との続柄

次のとおり精神障害者通院医療費助成金の交付を申請します。

申請にあたり、対象者の助成金交付要件の確認及び助成金額の決定に関し必要な調査を行うことに同意します。

申請額　金 円

*領収書又は上限額管理票を添付できない場合は、医療機関等で下記の証明が必要です。

記入欄が足りない場合は、裏面を使用してください。

医療機関等記入欄	年 月分	総点数 点	内精神通院公費 負担点数 点	精神通院医療に 係る自己負担額 円
	上記のとおり診療し、自己負担額を領収しました。			
	年 月 日		医療機関等 所在地	
			名 称	
			氏 名	(印)

(裏面)

医療機関等記入欄	年 月分	総点数	内精神通院公費負担点数	精神通院医療に係る自己負担額
		点	点	円

上記のとおり診療し、自己負担額を領収しました。

年 月 日

医療機関等 所在地 _____

名称 _____

氏名 _____ (印)

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成21年8月14日から施行し、この告示による改正後の奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成21年8月14日掲示済)

監査**奈良市監査委員告示第16号**

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成21年8月4日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
奈監第76号
平成21年7月30日

請求人

奈良市西登美ヶ丘八丁目10番22号

兒山哲也様

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 三浦教次
同 大橋雪子

住民監査請求の結果について(通知)

平成21年6月11日付けで提出のあった住民監査請求については、同月15日付けで受理し、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記**1 監査対象**

奈良市保健福祉部長寿福祉課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成21年6月22日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

3 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成21年7月15日、保健福祉部長、長寿福祉課長に対し事情聴取を行った。

4 請求の要旨**(1) 行った財務会計上の行為等**

平成21年3月から6月にかけて、奈良交通が学園前・高の原地区において「老春手帳を使用して片道100円」を強調して運行した月ヶ瀬梅林、吉野山、柳生への「臨時の路線設定による観梅等のバス」について、長

寿福祉課はこの運行を容認し、その結果奈良市負担額として約190万円の支出(柳生を除く)を要するに到った。

設定運賃(片道)：月ヶ瀬1600円、吉野山2100円、柳生(6月に8回運行予定)1160円(これも定員充足率が高いことや奈良駅バス停発の通常料金を勘案するに割高の疑念もある)

(2) 行為の不当性の理由

① 「老春手帳が想定している路線バスを逸脱していること。」

本件のバスは、平成21年から改正された老春手帳(バス)の「ワンコイン化と市外乗下車可」に便乗した事実上の臨時観光バスであり、老春手帳が利用を想定している「高齢者個々人の普段の生活圏での路線バス」とは大きく懸け離れたもので制度実施の趣旨に反し不当である。なお、現に当方が行政経営課に問題提起した際にも次の回答が寄せられている。

回答：「バスの優遇制度については、既存の路線バスにおける利用を前提とし、現在、市内を日常的に走行している路線を対象と考えていたところであり、制度改革の時点で、「臨時の路線バス」の運行は念頭においていなかったところであります。」

つまるところ、奈良交通は運送契約の真の意味を真正面から読み取ることに代えて、制度改革を機にこれを裏読みして行間の盲点を突くことにより、大量の集客効果を狙ったものというほかなく、このままでは今後も奈良市の意図せざる不要不急の負担額は嵩むばかりである。

② 「老春手帳制度改革の趣旨にも逆行するものであること」

老春手帳制度改革の趣旨が、「負担額の公平性を目指し利用の偏りをなくすことを目的としており一定の利用抑制が働くこと」(市議会会議録抜粋)にあるにもかかわらず、臨時バス利用者は片道100円の負担のみで、市は一人当たり1055円の負担(制度の一般平均は約30円か)、利用者負担率は標準運賃の約4.6%(制度の一般平均は約46%か)という極端にアンバランスな負担は一般市民はもとより尚更に納税者の理解は到底得られないものである(以上いずれも月ヶ瀬と吉野山との合算値から算出、柳生を除く)。

本事態の責任の所在は、一次的には奈良交通にあるが、次いでこれに迎合した節度を欠く高齢者、さらには迂闊にもこれを容認した奈良市にも及ぶものと考える。

③ 「臨時バス運行の必要性の根拠に乏しく、かつそれに対する具体的な施策の内容も全くの的外れで合理性を欠くこと。さらには、負担金はより有効適切な使途がありえたこと。」奈良交通においては、本件のバスは、老春手帳改正後の30%強もの利用率の低下(「出控え」)への対策として「外出支援」を意

図したものであると説明しているが、出控え現象は制度改正の狙いである濫用者の抑制効果が最大の理由で政策目的に整合しており、次いで通常の利用者の選択的な節約行為で経済的合理性があり、さらには生活困窮者の出控えはあるとしても比較的少数であろうと思われるしそのような者が望む外出支援は地道な日常生活面におけるものであり一時の物見遊山的なものでは滅多にはない筈である。

これに対し実施した施策を見るに、全市約3万人強の老春手帳利用者の一部に過ぎない学園前等の地区（その利用者数は不詳）について今回の臨時バス利用者約900名のみに外出支援したところで、かつ臨時バス利用者中どの程度が真に支援すべき「出控え」該当者であるかも把握しきれるわけもないなかで、全く茫洋として杜撰で的外れな企画でありその合理性を著しく欠くものである。

したがって、今回の奈良市負担額は同じことなら例えば生活保護受給者への老春手帳バスの公費負担の臨時の増額（対象約1000人？、年50回を75回？に、財源は柳生込みの約250万円？）等に充てるべきであって、あえて必要としなかった高齢者にむざむざに冗費として雲散霧消してしまうことは不適切極まる。

(3) 奈良市に生じた損害

不要不急のバス運行により発生した奈良市負担額約190万円（これに柳生分追加要）。

(4) 奈良市長に対し請求したい措置

① 「再発防止のため、奈良交通との契約書（覚書でも可）に次の内容等を盛込むことなどの手当てを行うこと」

イ、今回のような「臨時の路線」バスの運行は老春手帳の対象外であること（契約書の改定案は下記に付記した）。

ロ、奈良交通には老春手帳の単なるバス運行業者に徹しせしめ、老春手帳を利用した需要喚起策等は一切行わせず、制度の自然体での運営に任せるように確認すること。

ハ、ありえないはずではあるが、念のために、万が一特別の事情で生活路線バス以外の臨時バスを運行する事態が生じる場合は、奈良市に対し運行内容の詳細を『「臨時の路線」バス運行計画見積書』*として提示の上で事前協議を行わせしめること。

*行き先、路線、運行日数、運行台数、バスの車種とその乗車定員、予約及び座席確保制の有無、設定運賃とその算定根拠、奈良市負担見込み額（最小額と最大額）とその算定根拠。（市は計画を審査の上で可否、修正事項、負担限度額等を決定すること）。

〈契約書改定案（第2条の通用区間についてアンダーライン部分を挿入）〉

・現行文言

「優待乗車証市内エリア図内の停留所相互間及び市内

エリア図内の停留所と市内エリア図外の停留所間の路線バス（高速バス、、途中略、を除く）の乗車区間に限る。」

・改定文言（案）

「優待乗車証の市内エリア図内の停留所相互間及び市内エリア図内の停留所と市外エリア図の停留所間の日常的に走行している路線バス（観光等のために「臨時に設定された路線」のバス、高速バス、、途中略、定期観光バスを除く）の乗車区間（市内外ともにエリア図内の路線上に沿った乗車区間）に限る。」

② 「奈良交通に対し奈良市負担額の返還を求めること。」

月ヶ瀬分 二分の一以上（市内及び奈良市の管理の甘さを勘案）

吉野山分 全額（市外でかつ奈良市への説明不十分で論外）

柳生分 二分の一以上全額の範囲で（市内及び問題提起後時間的に運行中止或いは減便の余地あったことを勘案）

5 監査対象事項

(1) 奈良交通株式会社（以下「奈良交通㈱」という。）が平成21年3月から6月にかけて、老春手帳優待乗車証を使用し片道100円で乗車できるとして、学園前・高の原地区から月ヶ瀬、吉野山、柳生への臨時バスを運行し、奈良市が負担額を支出することが、奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱による老春手帳優待乗車証の交付を受けた者の運送に関する契約書（以下「本件契約書」という。）に基づかない不当な公金の支出にあたるかどうか。

(2) 再発防止のため、奈良交通㈱との契約書に詳細な内容を盛り込むことについて。

6 監査の結果

（事実関係）

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 本件契約書は平成20年度の契約と平成21年度の契約の2件であり、平成20年度の契約は平成21年2月1日に締結され、契約期間は締結日から同年3月31日までであること。平成21年度の契約は平成21年4月1日に締結され、契約期間は締結日から平成22年3月31日までであること。契約期間と奈良市負担額の支出時期が異なるだけで契約内容は同じであること。

(2) 平成20年度の契約期間内に月ヶ瀬への臨時バスは運行されており、延べ利用回数は675回で平成21年4月30日に奈良市の負担額として583,408円支出済みであること。

吉野山、柳生については平成21年度の契約期間に入って実施されたものであり、吉野山への延べ利用回数は1,136回で1,327,600円、柳生への延べ利用回数は489回で427,327円と奈良市負担額が算出されているが、本件契約書では平成21年4月から同年9月までの運送に

については、支出時期が同年10月になっているため、現時点では支出されていないこと。

(3) 本件契約書第2条第1項第2号において通用区間とは、優待乗車証市内エリア図内の停留所相互間及び市内エリア図内の停留所と市内エリア図外の停留所間の路線バス（高速バス、深夜急行バス、空港リムジンバス及び定期観光バスを除く。）の乗車区間に限ると規定されている。

奈良市の通用区間及び路線バスの見解は次のとおりである。

通用区間については、定期的な路線バスが運行している区間で、市内の停留所相互間及び市内から乗り換えることなく移動できる区間、すなわち南は天理や法隆寺、北は生駒市や木津川市、都祁地域からは榛原までの区間を想定していたこと。

また路線バスについては、一地方の近隣地域内の通勤・通学・通院・買い物などの日常の移動を主な目的として運行されるバスのことを指し、あらかじめ設定された経路を定期的に運行するバスと認識していたこと。

(4) 月ヶ瀬への臨時バス運行については、平成21年1月21日の市役所正面玄関ホールで優待乗車証のチャージ実地講習会を開催している時に、奈良交通㈱から奈良市保健福祉部長に口頭で実施を考えている旨の話があり、既設路線の延長である旨の説明を受けたこと。

奈良市は、目的地が本件契約書の優待乗車証市内エリア図内の停留所であり、既設路線を乗り継いでいくことができるここと及び高齢者の外出支援に寄与し、しかも月ヶ瀬地区の活性化にもつながると考え、認めたこと。

しかし、バスの運行が予約制・座席確保であり、高の原駅以降のバス停留所で乗降できないなど、通常の路線バスとは異なる運行形態の説明はなかったこと。

吉野山への臨時バスについては、事前に協議もなく、平成21年3月27日に完成されたチラシが奈良市に届けられただけであったこと。

平成21年4月7日に奈良市から奈良交通㈱に対して、企画の正確な説明なしに、無制限に新しい路線に臨時バスを走らせることは認められないし、老春手帳を利用できる新規の企画を実施しないように申し入れしたこと。

柳生への臨時バスが運行されることには、この申し入れの際に明らかになった。この臨時バスは、月ヶ瀬への臨時バスと同様の主旨と判断して認めたこと。なお、このチラシは同日運行の吉野山への臨時バスの乗客に対して配布されていたこと。

(5) 臨時バス運行のための手続きが異なっていたこと。

月ヶ瀬、柳生への臨時バスについては、既に路線バスが運行している路線の経路変更のみであったため、近畿運輸局奈良運輸支局長への届出で足りたこと。

吉野山への臨時バスについては、京奈和自動車道を

通る新設路線であったため、平成21年2月25日に近畿運輸局長あてに申請し、平成21年3月27日に認可されていたこと。

(6) 本件監査請求に係る既設のバス路線は次のとおりである。

- ①西登美ヶ丘五丁目発→近鉄学園前駅（経由）→近鉄奈良駅着
- ②近鉄高の原駅発→近鉄奈良駅着
- ③JR奈良駅発→近鉄奈良駅（経由）→柳生・月ヶ瀬着
- ④近鉄学園前駅発→近鉄高の原駅着

学園前・高の原地区の住民が、通常運行されている路線バスに乗車し月ヶ瀬や柳生に行く場合、一旦近鉄奈良駅に出て乗り換えて行くことになること。

(7) 路線バスの運賃は走行距離により算出されるため、乗り継ぎのない臨時バスへの奈良市の負担額は、通常運行の路線バスを乗り継いだ場合と比べて、下記のとおり少なかったこと。

・月ヶ瀬

臨時バスを利用した場合

乗り場	運賃	利用者負担額	奈良市負担額
学園前地区 (西登美ヶ丘五丁目)	1,600円	100円	860円
高の原	1,500円	100円	800円

乗り継いだ場合

乗り場	運賃	利用者負担額	奈良市負担額
学園前地区 (西登美ヶ丘五丁目)	2,000円	200円	1,000円
高の原	1,790円	200円	874円

・柳生

臨時バスを利用した場合

乗り場	運賃	利用者負担額	奈良市負担額
学園前地区 (西登美ヶ丘五丁目)	1,160円	100円	596円
高の原	1,090円	100円	554円

※奈良市負担額=運賃×0.6-100円

乗り継いだ場合

乗り場	運賃	利用者負担額	奈良市負担額
学園前地区 (西登美ヶ丘五丁目)	1,550円	200円	730円
高の原	1,340円	200円	604円

※奈良市負担額=乗り継いだ合計の運賃×0.6-200円

(8) 平成21年7月14日付け「学園前吉野山線のバス運賃

の取り扱いについて」という文書により、奈良交通㈱乗合バス事業部取締役部長から奈良市保健福祉部長あてに、奈良市負担分の請求を見送る申し出があったこと。

(監査委員の判断)

以上のことから請求人の主張について考査する。

監査対象事項(1)について

① 月ヶ瀬及び柳生への臨時バスについて

月ヶ瀬及び柳生への臨時バスについては、事実関係(4)のとおり通常の路線バスとは異なる運行形態であるが、優待乗車証市内エリア図内における停留所間での運行であり、通常運行の路線バスを乗り継いで行く方法があることから臨時バスを本件契約書第2条第1項第2号で定めた路線バスと認めたことは理解できる。

さらに高齢者の外出支援に寄与するものであることから老春手帳優遇措置事業の目的に合致し、月ヶ瀬・柳生地区の活性化につながると考え認めたことも理解できる。

また、事実関係(7)のとおり、通常運行のバスを乗り継いだ場合と比べると臨時バスを利用する方が奈良市の負担額が少なくなる。

以上のことから月ヶ瀬及び柳生への臨時バスについて、奈良市が負担額を支出することは不当とは言えない。

② 吉野山への臨時バスについて

吉野山への臨時バスについては、奈良市から乗り換えることなく南へ通常運行されている路線バスは、天理駅停留所までと法隆寺前停留所までであり、市内停留所から乗り換えることなく吉野山へ行くことができないことから本件契約書の通用区間であるとは理解できない。しかも奈良交通㈱から運行することについての事前協議もなく、事実関係(5)のとおり京奈和自動車道を通る新設路線であったため、近畿運輸局長あてに申請し、認可を受けていたことからも通用区間ではないと判断し、奈良市に債務が発生するとは考えられず、奈良市は負担額を支出する必要はない。

また、事実関係(8)のとおり、平成21年7月14日付で奈良交通㈱乗合バス事業部取締役部長から奈良市保健福祉部長あてに、吉野山への臨時バスに対する奈良市負担分の請求を見送る申し出があったため、奈良市が損害を被る恐れはない。

監査対象事項(2)について

再発防止のため、奈良交通㈱との契約書に詳細な内容を盛り込むことについては、本件契約書第2条第1項第2号における通用区間についての解釈が奈良市と奈良交通㈱との間で異なっているため、通用区間の範囲を明確にしておくべきである。

よって別紙のとおり市長に対して勧告した。

奈監 第 75 号

平成21年7月30日

奈良市長 藤原 昭 様

奈良市監査委員 吉田 肇

同 中和田 守

同 三浦 敦次

同 大橋 雪子

地方自治法第242条に基づく住民監査請求について
(勧告)

平成21年6月11日付けで提出のあった住民監査請求については、別紙請求人への通知のとおり請求に一部理由があると認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により下記のとおり勧告する。

記

1 措置内容

奈良市老春手帳優遇措置実施要綱による老春手帳優待乗車証の交付を受けた者の運送に関する契約書第2条第1項第2号における通用区間についての解釈が契約先である奈良交通株式会社と異なっているため、通用区間の範囲を明確にするための措置を講じること。

2 措置期限

平成21年8月31日

なお、措置を講じられた場合は、地方自治法第242条第9項の規定によりその旨を監査委員に通知されたい。

(平成21年8月14日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第28号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年8月3日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内山陵町地内ほか3件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成21年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる建設業の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中

でないこと。 ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。	
3 設計図書等を示す日時及び場所	
(1) 日時 告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）	
(2) 場所 水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー	
4 入札の場所 水道局4階 大会議室（北側）	
5 入札の日時 別表のとおり	
6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。	
7 郵便入札に関する事項	
(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留	
(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日	
(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留	
(4) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書	
8 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成21年8月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。	
9 入札参加資格の審査及び決定	
(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。	
(2) 入札参加者の決定通知 平成21年8月7日までに入札参加申請者に通知しま	

す。
10 その他
(1) その他の詳細は、入札者心得によります。
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
(3) 問い合わせ先 奈良市法華寺町264番地1 奈良市水道局業務部経理課入札係 電話 0742-34-5200（内線）223
別表省略

(平成21年8月3日掲示済)

奈良市水道局告示第29号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年8月7日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
株式会社佳世産業	代表取締役 奥谷肇	奈良市月ヶ瀬石打2901番地	平成21年8月5日

(平成21年8月7日掲示済)

選挙管理委員会**奈良市選挙管理委員会告示第45号**

平成21年8月17日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成21年8月18日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成21年8月3日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉永進
縦覧場所奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成21年8月3日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第46号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成21年8月18日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成21年8月3日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉永 進
縦 覧 場 所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内
(平成21年8月3日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第47号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成21年9月3日から平成21年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成21年8月3日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉永 進
縦 覧 場 所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内
(平成21年8月3日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第48号

平成21年9月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成21年9月3日から平成21年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成21年8月3日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉永 進
縦 覧 場 所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内
(平成21年8月3日掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第15号

奈良市農業委員会平成21年8月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成21年8月6日

奈良市農業委員会
農地部会長 右原正卓

- 1 日時
平成21年8月14日（金）午後1時30分
2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
(2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
(3) 水田利用転換届出について
(4) 知事許可について（7月許可分）
(5) 非農地証明について（7月分）

(平成21年8月6日掲示済)

奈良市農業委員会告示第16号

奈良市農業委員会平成21年8月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成21年8月6日

奈良市農業委員会
農政部会長 北川博晴

- 1 日時
平成21年8月14日（金）午後2時30分
2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
3 議題
(1) 農政部会の活動について
(2) なら農業委員会だより第48号の発行について
(3) 耕作放棄地調査の実施について
(4) ならアグリ・ジャンプアップ活動の推進について

(平成21年8月6日掲示済)

正 誤

平成21年8月1日付奈良市公報第247号

ページ	段	行	誤	正
16		19	給水線取替	給水栓取替

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。